

## 第二種電気工事士免状交付申請について

### 1. 申請先等

- (1) 申請先 千葉県電気工事工業組合（本部及び支部）  
（本部）千葉市中央区道場南1丁目9番15号 電話：043-224-6086  
ホームページアドレス <http://www.chidenko.jp/>
- (2) 申請方法 申請書類を持参の上、窓口で申請してください。  
**※郵送による申請は受付いたしておりません。**

### 2. 申請要件

千葉県内に住民登録をされていて、下記（1）又は（2）に該当する方

- (1) 第二種電気工事士試験に合格している  
(2) 養成施設において、必要な知識及び技能に関する課程を修了している

### 3. 申請書類

- (1) 電気工事士免状交付申請書
- (2) 手数料 千葉県収入証紙 5, 300円  
※収入証紙は、県庁、地域振興事務所、市町村役場等で販売しています。
- (3) 写真2枚 縦4cm×横3cm、上三分身像、無背景、6ヶ月以内撮影のもの。  
※裏面に氏名を記入してください。
- (4) 住民票1通 6ヶ月以内に発行されたもの。
- (5) 資格を証明する書類
- ①第二種電気工事士試験に合格した方 試験結果通知書のはがき（原本）  
②養成課程を修了した方 第二種電気工事士養成施設修了証明書  
※①、②書類の氏名が変わった方は、戸籍抄本を添付してください。  
※戸籍抄本につきましては、変更の経緯を確認するため除籍抄本や、改製原戸籍が追加で必要になることがあります。

### 4. 電気工事業の開業を考えている方へ

電気工事業を営むためには、電気工事業法に基づく電気工事業者の登録等が必要です。（下請けも含む）

また、一人で事業を開始するためには、電気工事業者等のもとで勤務して、3年以上の一般電気工作物に係る電気工事の実務経験を積むことが必要となります。

詳しくは、産業保安課ホームページ「電気工事業法の手続きについて」をご覧ください。  
いただくか、産業保安課電気担当までお問い合わせください。

（千葉県庁）千葉市中央区市場町1-1 電話：043-223-2722

様式第2

電気工事士免状 交付 申請書		×整理番号	
免状の種類	第一種 ・ 第二種	×受理年月日	
令和 年 月 日			
千葉県知事 様			
郵便番号		連絡先電話番号	
申請者住所			
フリガナ		生年月日	昭和・平成
申請者氏名		年 月 日生	
電気工事士法第4条第2項の規定により（第一種・第二種）電気工事士免状の交付を受けたいので、申請します。			
電気工事士免状を受ける資格	1. 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する。 （試験合格通知書及び実務経験証明書添付） 2. 第二種電気工事士試験に合格（試験合格通知書添付） 3. 養成施設修了（養成施設修了証明書添付） 4. 認定（認定申請書及び実務経験証明書添付）		

注意

- 1 写真2枚（縦4cm×横3cm、上三分身像、無背景、6ヶ月以内撮影のもの）を添付すること。
- 2 交付申請の場合、申請書に住民票を添付すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

写真貼付欄
同一写真2枚を持参し、窓口で貼り付けること。 写真を裏返しにし、上部をセロテープで止める（のり付けはしない）こと。裏面に氏名を記入すること。

手数料貼付欄 （千葉県収入証紙）
---------------------

手数料貼付欄 （千葉県収入証紙）
---------------------